

役員の報酬等の支給基準（案）

1 報酬の月額

- (1) 理事長 1,033,000円以内で理事長が別に定める額
- (2) 理事 858,000円以内で理事長が別に定める額
- (3) 理事（5人）非常勤 月額38,400円以内で理事長が別に定める額
- (4) 監事（2人）非常勤 月額38,400円以内で理事長が別に定める額

2 役員期末特別手当（常勤）

3.50月

（実績等に応じて支給額を増減）

3 退職手当

俸給の月額×28/100×在職月数

（実績等に応じて支給額を増減）

(参 考)

○ 一般職の職員の給与等に関する法律(抄)

(非常勤職員の給与等)

第22条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員については、勤務一日につき、38,400円を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

○ 人事院規則9-1(非常勤職員の給与)(抄)

第2条給与法第22条第1項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務1日につき29,600円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。